

都議会の広報

東京都議会 |

検索

リンク先へ

都議会だより

本会議を中心に議会活動をお知らせするタブロイド版の広報紙です。年5回発行し、主要日刊新聞に折り込んで配布するほか、公共機関の窓口にも置いてあります。都議会ホームページでもご覧になれます。また、点字版・テープ版・デジ版も発行しています。

都議会提供番組

本会議及び予算特別委員会の中継、議長・副議長や各会派の代表者による座談・討論番組、VTR取材による常任委員会等の活動状況を紹介する番組を放送しています。

都議会ホームページ

最新の都議会議員名簿や会議予定、本会議・委員会の記録などを掲載しています。

本会議、予算特別委員会及び各常任委員会の生中継・録画中継も行っています。

請願・陳情

都民の皆さんの要望を都政に反映させる方法の一つに請願や陳情があります。議員の紹介があるものを請願といい、ないものを陳情といいます。取り扱いの原則として同じです。

請願や陳情は、通常は委員会で審査し、本会議で採択・不採択を決めます。採択されたもののうち、執行機関で処理することが必要なものは、これを知事等に送付し、その処理経過及び結果の報告を受けています。

必要な記載事項は次のとおりです。

- ① 件名、願意、理由
- ② 提出年月日
- ③ 住所、電話番号、氏名(署名または記名押印)
- ④ 紹介議員の署名(陳情の場合には不要)
- ⑤ あて先(東京都議会議長あて)

書式及び提出など詳細については、都議会ホームページ等の「請願・陳情ガイド」を参照なさるか、以下へお問い合わせください。

●お問い合わせ先 議会局議事部議案法制課
TEL 03 (5320) 7132(直通) FAX 03 (5388) 1774

会議録・委員会速記録

本会議・委員会の公式な記録で、都議会図書館、東京都庁第一本庁舎3階の都民情報ルーム、都内主要公立図書館及び都議会ホームページでご覧になれます。

都議会図書館

議事堂2階北側 TEL 03 (5320) 7158(直通)
会議録、委員会速記録、東京都の資料など主として行政関係の資料を収集しています。都民の方も閲覧することができます。

都議会PRコーナー

議事堂2階南側 TEL 03 (5320) 7129(直通)
都議会のしくみや役割を、パネルやパソコン、DVDなどで分かりやすく紹介しています。また、議事堂見学案内も行っています。

都議会の情報公開

都議会では、東京都議会情報公開条例に基づき、都議会図書館や都議会ホームページ等において一定の議会保有文書等の公表・提供を行っています。

また、公文書開示請求により、職員が作成又は取得した公文書の開示も行っています。詳細は以下へお問い合わせください。

●お問い合わせ先 議会局管理総務課
TEL 03 (5320) 7115(直通) FAX 03 (5388) 1776

都議会傍聴のご案内

本会議の傍聴は、一般傍聴券によるものと議員の紹介によるものとがあります。

一般傍聴券は本会議の当日に、開会予定時刻の1時間前から議事堂2階の受付で、先着順に1人1枚ずつお配りします。

委員会の傍聴の取り扱いも同様です。詳細は都議会ホームページをご覧ください。以下へお問い合わせください。

●本会議傍聴のお問い合わせ先 議会局管理総務課
TEL 03 (5320) 7111(直通) FAX 03 (5388) 1776

●委員会傍聴のお問い合わせ先 議会局議事部議事課
TEL 03 (5320) 7141(直通) FAX 03 (5388) 1774

東京都議会議会局広報課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
TEL 03 (5320) 7126(直通) FAX 03 (5388) 1779

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

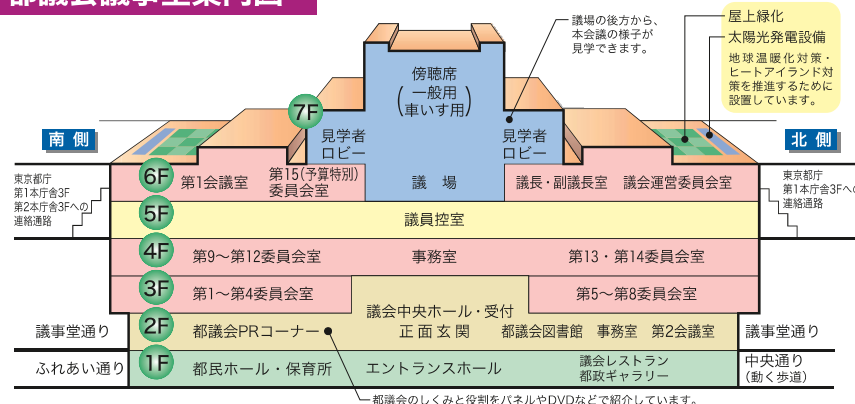
R70

全国に広がる70%のリサイクル率を実現しています。この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

都議会のしおり



都議会議事堂案内図



音声コード



専用の読み上げ装置で読みとると、情報を音声で聞くことができます。

都議会とは

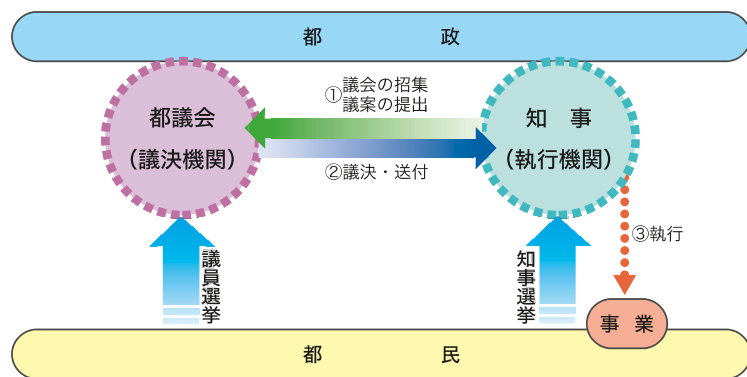
自分たちの地域に関係のある身近な問題は、自分たちで責任を持って話し合い、処理していこうというのが「**地方自治**」の基本的な考え方です。

地方自治については、日本国憲法第8章で独立の規定を設けて、憲法上の保障をしています。

都民の皆さんの代表として選ばれた都議会議員が集まり、都の仕事について論議し、決定するところが

が**都議会**です。都の**議決機関**または**意思決定機関**と言われています。そして都議会で決定したことをもとに、知事が実際に仕事を進めていきます。こちらは**執行機関**と言います。

議会と知事は、それぞれ独立した機関として**対等の立場**にあり、互いに協力して都政を運営していきます。



都議会の権限

都議会には、法律によって多くの権限が与えられています。その主なものは次のとおりです。

議決

条例の制定・改正・廃止、予算の決定、決算の認定、主要な契約など都政の重要な事項について議決します。

選挙と同意

議長・副議長や選挙管理委員会委員などを選挙します。また、副知事、教育委員会・人事委員会・公安委員会の委員など、都の重要な役職につく人を知事が任命する際には、議会の同意が必要です。

検査と調査

都の仕事について検査・調査し、必要な場合には、関係人の出頭・証言、記録の提出などを求めることができます。

請願・陳情

請願・陳情を審査して、都民の声を都政に反映させるようにします。

意見書

都全体の利益に関することについて、都議会の意見を国会や行政庁（主に政府関係）に提出します。

決議

政治的な効果を期待して、都議会の意思を内外に明らかにするものです。

都議会のしくみ

都議会は42の選挙区から選ばれた定数127人の議員で構成され、国会と同じように会派が中心になって活動を行っています。

議長と副議長

議長と副議長は、議員の中から選挙で選ばれます。

議長は、会議の運営や秩序維持に当たり、対外的に議会を代表します。副議長は、議長に事故があるときや議長が欠けたときに、代わって議長の仕事をします。

定例会と臨時会

都議会には、年4回（2月・6月・9月・12月）開かれる**定例会**と、特に必要があるときに開かれる**臨時会**とがあります。

本会議

全議員が出席して開かれる会議を**本会議**と言います。この会議で議会の最終的な意思決定を行います。都議会に提出された議案や、都議会としての意見表明などの可否は、全て**本会議**で決められます。



議場（6・7F）

議案の流れ

議案は、知事、議員、委員会が提出します。定められた手続を経て議会に提出された議案は、通常、委員会で審査され、その結果を参考にして本会議で議決します。

委員会

議案その他議会で議決すべき事項は、全て本会議で決定しますが、都の仕事は非常に広範囲かつ複雑なため、より専門的・能率的に審査するために**委員会**を設置しています。

委員会には、**常任委員会**と**特別委員会**、**議会運営委員会**があります。**常任委員会**は都の仕事を9つの部門に分けて担当し、**特別委員会**は予算や決算など特定の事項について専門的に審査します。

議会運営委員会は、各会派の代表者などで構成され、主に議会の運営方法について協議しています。



第15委員会室（6F）

閉会中の活動

各委員会は、定例会などの会期中だけでなく、議会の閉会中も必要に応じて開かれ、特定の事項についての調査や視察を行うなどの活動を続けています。



第1(総務)委員会室（3F）

